遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金交付要綱を次のように定める。

遠野市長 多 田 一 彦

遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、下宿等を利用して岩手県立遠野高等学校又は岩手県立遠野緑峰高等学校 (以下「市内高校」という。)に通学する生徒を受け入れしている下宿等を運営する者に対 し、下宿等での生徒の生活環境の向上、生徒を受入する下宿等の拡大等を図るため、下宿等 の貸主が実施する生徒の受入環境向上に向けた取組等に要する経費に対し、予算の範囲内で 補助金を交付することについて、遠野市補助金交付規則(平成17年遠野市規則第65号。以下 「規則」という)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「下宿等」とは、生徒が通学するため居住する下宿、寮、民宿等 をいう。

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付対象者は、自宅から市内高校までの通学が遠距離により困難なため、遠野市内の下宿等から市内高校に通学する生徒を受け入れしている下宿等の貸主とする。ただし、下宿等の貸主が生徒に対して三親等以内の親族の場合は、補助金を交付しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、他の制度等により同様の支援を受ける場合は補助金の交付対象としない。

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、自身が運営する下宿等から市内高校に通学する生徒一人につき、月額 1万円を上限とする。
- 2 補助金の額に 1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 生徒の異動等により、生徒が月途中で下宿等の利用を中止した場合は、当該事由が生じた 日の属する月までを補助金の対象期間とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、別表第1のとおりとする。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助金額の総額に変更がなく、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の20パーセントの範囲内において当該経費の増減を行う場合をいう。

(申請の取り下げ期日)

第7条 規則第8条に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受理した日から 起算して14日以内とする。 (提出書類及び提出期限)

第8条 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、規則第4条及び前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査 し、交付の適否を決定し、遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金交付決定(却下)通知 書(様式第4号)により速やかに申請者に通知する。

(補助金の交付変更決定)

- 第10条 市長は、規則第6条第1項第1号又は第2号及び第8条の規定による変更承認申請を 受けたときは、その内容を審査し、交付の適否を決定し、遠野市市内高等学校下宿等受入促 進補助金交付変更決定(却下)通知書(様式第6号)により速やかに申請者に通知する。 (前金払)
- 第11条 第9条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた者(第10条に規定する補助金の交付変更決定を受けた者を含む。以下「補助金交付決定者」という。)は、補助金の前金払を受けようとするときは、遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金前金払請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付決定額の10分の9に相当する額以内の額を限度として前金払することができるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第12条 市長は、補助金交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、 当該補助金の交付決定を取り消すことができる。
 - (1) 補助金交付決定者が虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたと認められるとき。
 - (2) 補助金交付決定者が申請内容に変更が生じたにも関わらず、当該補助金の交付変更承認申請を行わないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定を取消したときは、遠野市市内高等学校下宿 等受入促進補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により、補助金交付決定者に通知する ものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金交付決定者が前条第1項の規定に該当するとき又は規則第15条第1項 に規定する事項以外に補助金の交付を取り消すべき事由が生じたと認めたときは、補助金の 交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の整備)

- 第14条 補助金交付決定者は、補助事業に関する収支を明らかにした書類を整備し、補助金の 交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。 (その他)
- 第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象経費	補助金の額
1 下宿等を利用する生徒の受入環境向上に向けた取組等に要する	予算の範囲内で、
経費	補助対象経費の総
(1) 需用費	額の10分の10に相
(2) 通信費	当する額以内の額
(3) 人件費	
(4) 備品購入費	
(5) 印刷製本費	
(6) 委託料	
(7) 使用料及び賃借料	
(8) 修繕費	
(9) 改修費	
2 その他市長が特に必要と認める経費	

別表第2(第8条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条の規	遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金	第1号	別に定める。
定による書類	交付申請書		
	1 事業計画書	第2号	
	2 収支予算書	第3号	
	3 その他市長が必要と認める書類		
規則第6条第1	遠野市市内高等学校下宿等受入促進計画等	第5号	必要の都度
項第1号(第2	変更承認申請書		
号)の規定によ	1 事業計画書	第2号	
る書類	2 収支予算書	第3号	
規則第13条第1	遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金	第7号	補助事業が完了
項の規定による	請求書		した日の翌日か
書類	1 事業報告書	第2号	ら起算して15日
	2 収支精算書	第3号	を経過する日又
	3 その他市長が必要と認める書類		は補助金の交付
			決定のあった日
			の属する年度の
			3月31日のいず
			れか早い日

遠野市長 様

 申請者

 申請団体住所

 申請団体名称

 代表者氏名

遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金交付申請書

遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第 4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額

円

事業計画 (事業報告) 書

下宿等名				
下宿等住所				
下宿費等の額				
	4月	人	10 月	人
	5月	人	11 月	人
下宿等を利用する	6月	人	12 月	人
(した)生徒数 ※	7月	人	1月	人
	8月	人	2月	人
	9月	人	3月	人
下宿等を利用する生徒の受入環境向上に向けた取組等の内容(実績)				

[※] 下宿等を利用する(した)生徒の一覧表を添付すること。

収支予算 (精算) 書

収入の部 (単位:円)

項目 本年度予算額		前年度予算額	比較増減		摘要
	(本年度精算額)	増	減		
計					

支出の部 (単位:円)

項目 本年度予算額		前年度予算額	比較増減		摘要
	(本年度精算額)	増	減		
計					

第 号年 月 日

様

遠野市長

印

遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金の交付について、次のとおり交付(却下)の決定をしたので、遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

- 1 交付決定額 金
- 円
- 2 備考(却下の場合は、その理由)

遠野市長 様

申請者

申請団体住所 申請団体名称 代表者氏名

ED

遠野市市内高等学校下宿等受入促進計画等変更承認申請書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記 事業に係る計画等を次のとおり変更することについて承認を受けたいので、申請します。

- 1 変更内容
- 2 変更の理由

第 号年 月 日

様

遠野市長印

遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金交付変更決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金交付変更申請について、次のとおり交付(却下)の変更決定をしたので、遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金交付要綱第10条第1項の規定により通知します。

円)

- 1 変更決定内容
 - □ 変更承認申請書に記載されたとおり変更を認める。
 - □ 変更承認申請書に記載されたとおり変更を認めない。
- 2 交付変更決定額 金 円

(変更決定前の交付決定額

3 備考(却下の場合は、その理由)

遠野市長 様

申請者

申請団体住所申請団体名称

代表者氏名

(EII)

遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金請求書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金について、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金請求金額 円

2 補助金交付決定額 円

3 前払金受領済額 円

4 振込先(補助事業者の口座)

遠野市長 様

申請者

申請団体住所

申請団体名称

代表者氏名

EIJ

遠野市市内高等学校下宿等受入促進補助金前金払請求書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった遠野市市 内高等学校下宿等受入促進補助金について、前金払の交付を受けたいので、遠野市市内高等学 校下宿等受入促進補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

- 1 前金払請求金額 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 前払金を必要とする理由
- 4 振込先 (補助事業者の口座)

 第
 号

 年
 月

 日

様

遠野市長印

遠野市市内高等学校下宿費等受入促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した遠野市市内高等学校下宿費等受入促 進補助金について、下記のとおり決定を取り消したので、遠野市市内高等学校下宿費等受入促進補 助金交付要綱第12条の規定により、通知します。

記

- 1 取り消した補助金金交付決定額
 金
 円

 (取り消した支援金を差し引いた金額
 金
 円)
- 2 取り消した理由